(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形県東田川郡庄内町常万字向田一七番五から酒田市落野目字広野一〇番五まで	前	A 一二・二〇～一二五・四〇メートル	一〇・三一四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一〇・八〇～五三七・〇〇	一二・二〇八	
		B 一〇・八〇～五三七・〇〇	一二・二〇八	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
弘前市大字堀越字柏田一八番一から同市大字堀越字川合五九番二四まで	前	二二・一〇～五四・二〇メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	二二・一〇～三九・二〇	〇・〇六〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号及び四十六号	秋田市河辺和田字下石川一八六番から同市河辺和田字和田一四五番五まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○東北地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
陸前高田市気仙町字田の浜二六番三から同市気仙町字的場一〇番九まで	前	一一・四七～一三二・六七メートル	一・〇六六キロメートル
	後	三四・二八～一三九・〇二	一・一四四

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
酒田市落野目字広野無番から同市両羽町一二番二まで	前	三二・七〇～一六四・一〇〇メートル	一・〇一〇キロメートル
	後	二三・〇〇～三七六・〇〇	一・〇一〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項の規定により市道の修繕工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
市道馬場・小町線	湯沢市下院内字下落合から同市横堀字上柴田まで（万石橋）	修繕	平成三十年三月三十日

○東北地方整備局告示第百二十三号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条の三第一項の規定による道路管理者湯沢市長との協議が次のとおり成立したので、同項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

東北地方整備局長が市道馬場・小町線における万石橋の修繕に関する工事を行う場合の権限

権限の一覧	権限を行う者
1　道路区域の決定又は変更（道路法第18条第１項）	道路管理者湯沢市長
2　他の工作物の管理者に対する工事施行命令等（道路法第21条）	道路管理者湯沢市長
3　工事原因者に対する工事施行命令等（道路法第22条第１項）	道路管理者湯沢市長
4　附帯工事の施行（道路法第23条第１項）	道路管理者湯沢市長
5　道路管理者以外の工事等の承認（道路法第24条）	道路管理者湯沢市長
6　道路占用の許可（道路法第32条第１項及び第３項）	道路管理者湯沢市長
7　占用工事の調整条件付与（道路法第34条）	道路管理者湯沢市長
8　国の占用の協議、同意（道路法第35条）	道路管理者湯沢市長
9　公益事業に係る占用工事計画書の受理（道路法第36条第１項）	道路管理者湯沢市長
10　道路管理者による占用工事の施行（道路法第38条第１項）	道路管理者湯沢市長
11　占用期間満了後の原状回復の指示（道路法第40条第２項）	道路管理者湯沢市長
12　車両の積載物の落下の予防等の措置命令（道路法第43条の２）	道路管理者湯沢市長
13　違法放置物件に対する措置（道路法第44条の２第１項から第５項）	道路管理者湯沢市長
14　道路標識又は区画線の設置（道路法第45条第１項）	道路管理者湯沢市長